

事務連絡
令和5年5月17日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園管理に起因すると思われる事故が発生したので、以下のとおりお知らせします。

- 令和5年4月30日（日）午後16時頃、運動公園内において77歳の男性が健康遊具の平均台を利用していたところ、平均台がぐらついたため転倒し、負傷する事故が発生した。（別添1）
- 令和5年5月5日（金）午前10時頃、総合公園内において50歳男性がアスレチック遊具の頂上部から降りていたところ、手をかけた箇所が外れたためバランスを崩して遊具から落下し、負傷する事故が発生した。（別添2）
- 令和5年5月8日（月）午前8時頃に近隣住民から通報があり、街区公園内の樹木が倒木し、ぶらんこが損傷していたことが発覚した。（別添3）

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」では、「3-3維持管理段階」（P35）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて健康器具系施設の使用中止、修繕などの応急措置を講ずる」としています。

別添2の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-3維持管理段階」（P42）において、「特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としています。

別添3の事故について、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」では、「10.点検結果に応じた措置・対策」（P13）において、「放置するとどのような被害が引き起こされるかを予測し、これに応じて適切な実施内容を検討することが望ましい。」としています。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、指針の内容を改めて確認し、より一層の安全対策に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

- 発 生 日 令和5年4月30日（日）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 運動公園
- 状 況
 - ・運動公園内において77歳の男性が健康遊具の平均台を利用していたところ、平均台がぐらついたため転倒し、右足アキレス腱を断裂した。
 - ・同年2月の定期点検では、平均台の歩行部の支柱が破損し、早期修繕が望ましいとされていた。
 - ・公園管理者は事故のあった平均台を応急措置として使用禁止にし、破損箇所を撤去した。

関連写真



事故発生状況



事故発生状況



事故発生状況



応急措置

【事故の概要】

- 発生日 令和5年5月5日（金）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 総合公園
- 状況
 - ・総合公園内において50歳男性がアスレチック遊具の頂上部から降りていたところ、手をかけた肋木を固定している片方のボルトが外れたため、バランスを崩して遊具から落下し、腰椎を骨折した。
 - ・事故の発生した遊具は、外れたボルト周辺が腐食していた。
 - ・公園管理者は事故のあった遊具を応急措置として使用禁止にした。

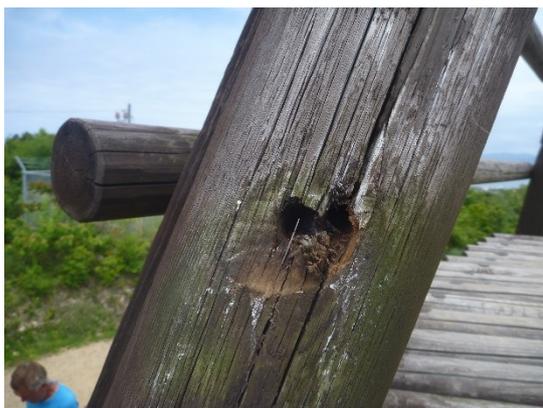
関連写真



事故発生前の遊具



事故発生状況



ボルトが脱落した支柱



脱落したボルト

【事故の概要】

- 発生日 令和5年5月8日（月）
- 発生場所 人口約20万人以上の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
 - ・街区公園内にある樹木（ヒマラヤスギ）が倒木し、公園内のぶらんこ1基が損傷した。
 - ・同年3月に近隣住民から公園内樹木に異常がある旨の連絡があったが、公園管理者は現地確認をしていなかった。
 - ・事故後の応急措置として、公園内危険箇所の立ち入り禁止、倒木樹木及びその他の公園内の樹木について危険木の調査を実施予定。
 - ・本格的な措置として、管理する他の公園においても、同様の調査を実施する予定。

関連写真



事故発生状況



事故発生状況



事故発生状況



事故発生状況